

介護給付の適正化について

介護給付の適正化については、2012年度（平成24年度）からの3年間を実施期間とする「福山市高齢者保健福祉計画2012」において、次のとおり位置づけることとしています。

住宅改修については、前計画に引き続き、必要に応じて事前訪問調査や事後確認を行います。

福祉用具の購入・貸与については、国保連介護給付適正化システムの情報を活用し、サービス内容の点検を行うこととしています。

担当者から、内容について照会等があった場合には、ご協力をよろしくお願いいたします。

福山市高齢者保健福祉計画2012の抜粋

(4) 介護給付適正化事業の実施

介護給付の適正化の基本は、適切な要介護（要支援）認定を行った上で、利用者が真に必要とするサービスを事業者がルールに従って提供するよう促すことです。

これにより、適切な介護サービスを確保させ、介護保険制度の信頼を高め、持続可能な制度の構築を可能とするものです。

そのために、広島県が策定した「広島県介護給付適正化計画」に基づき、次の事業を介護給付適正化事業と位置づけて、重点的かつ計画的な推進を図ります。

【表】実施事業の一覧

No	事業	取組
1	要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■認定調査を委託しているケースについては、その認定調査結果に対して本市職員による点検を行います。 ■広島県や関係機関との連携を図る中で、認定調査員、介護認定審査会委員の資質・専門性の向上を図ります。 ■認定審査会の情報交換や意見交換の場としての合議体長会や研修会を開催します。
2	ケアプラン点検	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス利用者の自立支援に役立つ適切なケアプランであるかなどに着目し、ケアプランの点検を行います。
3	住宅改修、福祉用具の購入・貸与の点検	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅改修については、事前訪問調査・事後確認を行います。 ■福祉用具の購入・貸与については、国保連介護給付適正化システムの情報を活用し、サービス内容の点検を行います。
4	医療情報との突合・縦覧点検	<ul style="list-style-type: none"> ■国保連介護給付適正化システムの医療情報との突合や、縦覧点検により請求内容の点検を行います。
5	介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス利用者に対して、利用サービスの内容と費用総額などの内訳を通知します。